

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMAGS

②事業者情報

名称：松山市立 松山保育園	種別：保育所
代表者氏名： 田福 佳子	定員（利用人数）： 150名（139名）
所在地：松山市中村3丁目5-29	TEL（089）931-1468

③実地調査日

平成25年1月17日（木）～18日（金）

④総評

◇特に評価の高い点

1. 地域性、子育て環境に配慮した園独自の基本方針が確立されている。

当園は公立保育所として、市策定の「まつやま子育てゆめプラン」に基づく保育サービスの提供に努めるとともに、園独自の基本方針をかかげて、地域の福祉ニーズの実態や園児の個々の家庭事情をふまえた、きめの細かい豊かな個別の保育や保護者支援に全職員が取り組んでいる。とくに「子どもの現在（いま）のありのままを受け止め、気持ちに寄り添う」、「子どもに人との関わりの中で自分を大切にできる力や自己表現できる力、また、他人を大切にできる力や頼れる力などの将来に向けて生きる力を育む保育」を全職員で行っていることが評価できる。

2. 毎日園児が落ち着いて生活できるよう配慮されている。

園は市中心部の近くにあり、四方を個人商店や近所付き合いの残る古くからの住宅に囲まれた環境にある。園児は活発に外遊びをする一方で、保育室では、それぞれの活動に集中して落ち着いて生活している。保育室には状況に応じた声の大きさがわかるような掲示があり、保育士の言葉かけも工夫されている。保育室、トイレ等すべての場所に季節を感じる生花が置かれ、共用の玩具や衣服や弁当などの園児の持参物を子どもが自分で考えて、使い、片づけられるような環境上の工夫がなされている。

3. 保育の基本方針の実現に向けて職員教育に工夫がなされている。

基本方針が日々の保育実践に根付くために、園だより作成の機会を園長を始め全職員が、自身の保育の確認と評価、改善の時間として設けている。くわえて園長は全職員に年1回の研修の機会を設け、研修前に作成が義務付けられている「事前シート」作成作業を保育の専門性向上の機会と考え、個別指導を徹底している。とくに園長は人権意識に基づく保育の徹底に力を入れている。職員会議等でどのような態度や行為が人権侵害にあたるかを職員が理解できるように、日々の保育場面での職員と園児との関わりを例示しながら、繰り返し説明している。

◇改善を求められる点

1. 駐車場については、園独自の人的対応だけでなく更なる対策が望まれる。

当園には送迎用の駐車場がなく、現在は、職員が門扉周辺で誘導し、保護者に駐車時間の短時間化を図ってもらうなどの人的対応をしているが、安全確保については再検討が望まれる。

2. 地域子育て支援センター・保育室・園庭のスペース等に検討が望まれる。

地域子育て支援センター事業では、地域の公民館等に出向いて親子の遊びや交流の機会を提供し、園では離乳食等の子育て支援講座を実施するなどの工夫がみられるが、今後さらに推進していくには更なる園内のスペースの確保が望まれる。また、保育室のスペースの関係から一時預かりや特定保育が実施できなかつたり、トイレの配置や数の不備があつたり、園庭が狭いため外遊びも園外の施設を利用せざるを得なかつたりする状況がある。これらの設備面の改善が望まれる。

3. 事業計画の適正や事業成果の検証を行い、園の特色を示す広報の工夫が望まれる。

毎年の事業計画や事業報告書、入園案内やHPの広報には、「松山市立保育園」としての画一的な情報が中心で、個別支援や独自性のある評価できる取組が記載されていないのが残念である。今後は、「公立保育園」として、他の公的機関との連携や「松山保育園」独自の取組・魅力も事業報告書内で整理して、さらに入園案内やHPにも広報されることが望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

- ・今回第三者評価を受けることにより、保育の見直し、改善、周知を図ることができました。
- ・ご指摘のあった点や保護者からのご意見ご要望など、直ちに改善することと長期的な展望をもって見直しを行うことを計画的に行っていきたいと考えています。
- ・保育の質の向上については、今後も更に追求していきたいと思います。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果
(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c

所見欄

<p>現在の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や園児が育つ地域状況に基づく保育ニーズに即した園独自の保育理念・目標・方針が確立され、職員室・保育室に掲示している。</p> <p>園長は理念等を、職員会や講話で職員に周知し、保護者には入園式や園行事の際に説明し、周知に努めている。また、園だよりの作成を通じて、職員に理念の浸透を図る取り組みがなされている。今後は、このような園だよりの作成の意図を保護者に説明したり、保護者アンケート等で反応を確認したりするなどの工夫が望まれる。</p>

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>公立保育園として、市の「まつやま子育てゆめプラン」に基づいて事業が展開されている。現在の地域の实情に即した園独自の保育方針や人材養成にも取り組み、ふりかえりや見直しの作業も評価できる。今後は園独自の取組、人材育成の成果、事業課題などを検証しやすくするために活動内容の記述化や数値化で実績を示すなどについても検討が望まれる。園の年間計画は入園式で保護者に直接伝達するだけでなく、わかりやすい場所に掲示し、さらに園だよりで重複しても伝達している。そのほか、重要な事項は送迎時や個別の電話で直接伝えるなど情報の漏れがないように配慮している。</p>
--

(保育所版)

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

法令等は、回覧時には記名して日付を入れており、さらに重要な情報は、チーム内で確認状況をチェックし合い、リーダーに責任をもたせるなどの工夫がみられる。全職員に年1回以上の研修参加を計画し、重要な研修では、園長が事前個別指導を行い、研修の目的・内容の習熟度を高める工夫をしている。園長は、特に人権尊重の意識を職員に徹底することに力を入れており、日々の保育場面での職員と園児との関わりを例に繰り返し伝える等評価できる。

事故や多様な援助が必要な家庭への対応についても、担当者は園長に相談・助言を求める機会が確保されている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・b・Ⓒ

所見欄

パート保育士の勤務体制表を独自に作るなど、効率よく休憩が取れさらに時間外手当の削減ができるようにも努めている。

H24年に市の監査は受審しているが、外部監査は実施されていない。今回の自己評価を通じて、法令や保育所保育指針を改めて読み直す機会となったことを活かし、今後も継続的に自己評価に取り組むことが期待される。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・ Ⓐ ・c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ ・b・c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ ・b・c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ ・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ ・b・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ ・b・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・ Ⓐ ・c
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ ・b・c

所見欄

<p>人事管理は松山市が行っている。公立保育園であるため、園独自の人材に関する具体的なプランが立てにくい状況にはあるが、職員の配置・配分については、園長と保育士の間で十分に検討され望ましい保育体制にしようと努めている。毎年、松山市による人事考課が実施されている。人事考課は多面考課を実施しており、評価の客観性や透明性が確保されている。さらに園独自の必要な人材についてのプランを検討する機会も期待される。</p> <p>有給休暇・休憩などは皆が平等に取れるように工夫している。職員の健康管理は適切に実施されており、市のヘルスルームで相談できる情報も周知されている。</p> <p>職員の研修は、年に1回は受講されるように計画され、また、職員が希望する研修も受講できるように配慮されている。しかし、一人ひとりの適正、意欲などに配慮した計画性のある研修となっていないところが見受けられ、研修計画の見直しや改善が望まれる。</p> <p>実習の受け入れはマニュアルが整備され、段階に応じた実習を実施している。</p>
--

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ ・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・ Ⓐ ・c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・ Ⓐ ・c

所見欄

<p>関係機関と連携して、緊急時における安全確保の体制が整備されている。しかし、当園は住宅に囲まれており、園外からの火災等も想定して避難経路については見直しが望まれる。</p>
--

送迎時の子どもの安全確保には現在も十分配慮されているが、なお一層の配慮をしてほしい。また、災害時の備蓄については見直しが望まれる。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

近隣住民に園の様子を気にかけてもらうなどの協力が得られる関係が築けている。支援センターの活動室が狭く、利用人数に限界がある。園の保育室の関係で一時預かりや特定保育もできない。月3回の園庭開放が実施されているが、随時は実施していない。地域の要望に対し、保育所の機能を十分に活かしたサービスができていないかを見直してみることが望まれる。

ボランティアの受け入れ体制は確立されており、園児の育ちにもつながっている。

地域の福祉ニーズを把握し、関係機関との連携のもとで必要な子育て支援を実施しており、特に評価できる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>子ども、保護者、職員の人権を守るようプライバシー保護に関するマニュアル等は明文化されている。</p> <p>新しい行事などを実施する時、保護者にアンケートを実施し、多数意見ばかりではなく少数意見も尊重して決定しようとする姿勢が貫かれている。また、相談や苦情解決の体制は確立しており保護者にも周知されているが、十分に利用されていない。今後は直接的に相談や苦情を言いにくい保護者の声も組み上げる仕組みの検討が望まれる。さらに、利用者からの相談件数や苦情申し立てについては、事業報告書に対応内容や件数を記録し、実態把握と今後のサービスの質の向上の検討材料にされることが期待される。</p>
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・㉡・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

所見欄

<p>今回の第三者評価にあたって全職員で自己評価に取り組み今後の課題が明確になったと認識されている。今後も定期的に見直しを行い、改善に向けて取り組むことが望まれる。</p> <p>サービスの標準的な実施方法はマニュアルも文章化され、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応することを重視して定期的に見直しがされている。</p> <p>サービス実施記録は、指定の様式に沿って、年齢に応じた記録が行われ、管理体制や情報共有も適切に行われている。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉡・c

(保育所版)

所見欄

入園希望や見学希望については、その都度実施し、必要な説明を行っている。また、転園の場合はサービスの継続性を図るため電話等で情報を伝達している。
しかし、個別支援ケースによる関係機関との連携状況やアセスメントの共有が不十分な点があり改善が望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a・㉠・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・㉠・c

所見欄

入園時にはアセスメントが行われ、それ以降は必要が生じた場合に行っている。3歳未満児には個別の指導計画があるが、3歳以上児にも必要な子どもについては個別指導計画を作成するなど柔軟に対処することが望まれる。また、週日案の活動欄にも保育士の働きかけ、関わりなどを記入することで、保育の見直し、改善につなげることが期待される。

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	㉠・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	非該当
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㉠・b・c

所見欄

保育課程は全職員で内容を確認し、年度末に見直しをし、各年齢の発達課題をふまえた個別の関わりを重視している。
1・2歳児の発達を配慮して、探索活動が充実できるよう危険の少ない環境づくりを心がけている。また手先の感覚を鍛えるようなおもちゃ選び、五感を刺激する手遊びやスキンシップを意識的に取り入れている。

(保育所版)

年長児には就学に向けて自立心を育み、自信をつけさせるため、年少児のお世話体験、園からの伝達を保護者に伝える、朝の登園準備を自分でするなどの活動を取り入れている。また、園行事、日々の保育の中で、困ったことや不安に感じた時など、自分の気持ちを言葉で伝える力を育てていこうとしている。

就学に向けて個別懇談が行われ、必要に応じて教育相談を紹介している。保育要録を作成するほかに、必要に応じて小学校とも直接情報交換を行っている。

当園は子どもの就学校が多数であるが、すべての小学校との連携強化を目標としている。

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・ b ・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・ b ・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわかれるような人的・物的環境が整備されている。	a ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a ・b・c

所見欄

園児のためのトイレの数や場所について、また駐車スペース等、の環境整備を見直す事が望まれる。

年長児が年少児の昼寝後の起こし・トイレ誘導・着替え・おやつ準備を手助けするなど日常的に異年齢交流の機会を増やしている。また遊びを通しての役割意識や主体的な活動ができるよう取り組んでいる。街中にあるが、園内で植物や野菜を育てることで、収穫の喜びや自然を感じられるよう工夫し、積極的に園外保育にも出かけている。外部団体による「おはなしの会」を十数年続けており、子どもの好奇心や集中力がさらに成長しているとの成果がみられる。物的課題の解決にむけた保育実践上の工夫がなされている。

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・ b ・c

所見欄

毎日の保育実践の積み重ねの中で、より資質向上を図るために自己の保育の見直しに努めていくことが望まれる。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	㉠・b・c

所見欄

配慮の必要な子どもには、保育相談や教育相談の機会を保護者に活用してもらい、関係機関への相談が必要な場合はつないでいる。また、関係機関から園に出張してもらい、園で相談が受けられるようにも配慮しており、保護者の不安解消や的確な相談助言が得られるよう工夫している。また学校生活で配慮の必要な子どもの特性や関わり方については、小学校と情報交換を図っている。

長時間保育は17時まではクラス保育を行い、できるだけ少人数で家庭的な雰囲気でも過ごせるよう心がけている。延長保育時に提供されるおやつメニューを配布している。内容については補食という観点からの見直しが望まれる。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠・b・c

所見欄

園児の健康管理は適切に行われている。

また、昼食のテーブルには生花が飾られ、園児が育てた野菜を食卓にのせる機会を設けるなど工夫がなされている。

調理員が子どもの食事場面に参加して、直接子どもの様子や希望を情報収集できる機会を設け、献立を作成する市の栄養士に情報提供している。今後は、市の栄養士にも園に訪問してもらおう機会を働きかけるなど、さらなる工夫を期待したい。

健康診断等の結果は保護者にも伝えられ、適切に対応されている。

(保育所版)

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

アレルギー疾患の子どもに対し医師の指示書をもとに対応し、職員や子どもにも注意を促すよう配慮している。衛生管理マニュアルに沿って衛生管理は適切に行われている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

所見欄

廊下に食育周知コーナーを設けている。また、保護者が参加しやすいように曜日を変えて給食の試食会を実施している。その際、レシピやカロリーについても知らせたり他児の食事の様子もみてもらったりして、食生活の向上に取り組んでいる。

各家庭との連携については、家庭の事情や保護者の気持ちに配慮し、特に送迎時や家庭訪問時に話をしたり、必要な時は電話をしたり、緊密な連携に努めており評価できる。

職員は一人ひとりの子どもを受容し、自立に向けて必要な力をつけていけるように取り組んでいる。

虐待対応は、関係機関と連携し、適切に行われている。